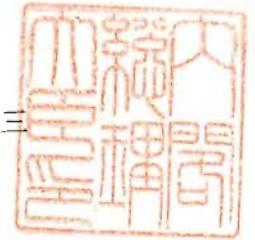


消 政 策 第 49 号
平成 25 年 3 月 26 日

消費者委員会
委員長 河上 正二 殿

内閣総理大臣 安倍 晋三



消費者安全法第 6 条第 1 項の規定による「消費者安全の確保に関する基本的な方針」の
変更について

消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 6 条第 1 項の規定による「消費者安全の確保
に関する基本的な方針」の変更について、別添のとおり案を作成したので、同条第 6 項の
規定により準用する同条第 4 項の規定に基づき貴委員会の意見を求める。

以上

